

青森県教育委員会第809回定例会会議録

1 期 日 平成28年6月17日（金）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時27分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 平成29年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定

議案第2号 平成29年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定

議案第3号 県立高等学校の学科の廃止について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について・・・・・・・・原案決定

そ の 他 平成28年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎の利活用について

そ の 他 県立高等学校教育改革に係る請願について

そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について

6 出席者等

・出席者の氏名

豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）

・説明のために出席した者の職

平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策
・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教
育改革推進室長

・会議録署名委員

町田委員、杉澤委員

・書記

小館孝浩、中館大輔

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(平野次長)

このたびの案件は、県議会第286回定例会に提出された「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」の2件の議案について、知事から意見を求められたものであり、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したものである。

まず、「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」について、このたびの改正は、認定こども園の設備及び運営に関する基準について幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の規定によることとするためのものである。

続いて、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」について、このたびの改正は、青森県立八戸高等支援学校を設置するためのものである。なお、当該校の設置及び名称案については5月11日に開催した第808回教育委員会定例会において議決いただいたものである。

この2件の議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 平成29年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

(和嶋学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。今回御審議いただく平成29年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

とし、平成28年度の基本方針を踏襲している。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 平成29年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

(和嶋学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく平成29年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
 - 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科・コース(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
- など、平成28年度の基本方針を踏襲している。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 県立高等学校の学科の廃止について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

平成24年に策定した県立高等学校教育改革第3次実施計画の後期計画により実施する、平成29年度の県立高等学校の学科の廃止について参考資料を御覧いただきたい。

まず「1 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】の状況」について、第3次実施計画の後期計画においては、各年度の中学校卒業生数に応じ、計画に基づく学級減や募集停止を行ってきたところであり、平成29年度は八戸水産高等学校及び八戸商業高等学校で各1学級の学級減並びに弘前実業高等学校藤崎校舎の募集停止を予定している。

しかし、三八地区においては、平成29年3月の中学校卒業予定者数が計画策定時の見込みに比べ、1学級分、40人以上減少の幅が小さいことから、中学生の志望状況等を踏まえ、八戸水産高等学校で1学級の学級減を実施し、八戸商業高等学校の学級減は平成30年度に実施することとする。

「2 学科の廃止の内容」について、平成29年度に実施する八戸水産高等学校における学級減に伴う学科改編として、情報通信科を募集停止することとしている。第3次実施計画の後期計画における学科改編は、既存の学科を募集停止しながらも、他学科において教育内容を引き続き学習し、生徒の学習ニーズに応えるとともに、進路選択幅を確保することを基本としており、情報通信科の海上無線に関する教育内容は、他学科において引き続き学習し、生徒が必要とする資格を取得できるよう対応する。学科の廃止の時期は、平成29年3月31日であるが、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は存続する。

参考として、八戸水産高等学校以外の学科改編等の予定について説明する。

まず、「1 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】関係」について、八戸商業高等学校については、平成30年度に学級減に伴う学科改編として、国際経済科の募集停止を予定している。

弘前実業高等学校藤崎校舎については、中南地区の中学校卒業予定者数が計画策定時の見込みと大きな変化はなく、また、同校のりんご栽培教育が柏木農業高等学校に引き継がれていることから、計画どおり平成29年度に募集を停止する予定である。

なお、五所川原市立の金木高等学校市浦分校は、設置者である五所川原市において、平成29年度の募集停止を決定している。

以上が、県立高等学校における学科の廃止等の内容であるが、中学生の進路選択に配慮し、できる限り早い公表が望ましいことから、本定例会にお諮りしたものである。決定いただいた後は、速やかに公表する予定である。

(野澤委員)

商業英語に力を入れている八戸商業の国際経済科を廃止することであるが、商業高校における英語の特性をしっかりと引き継いでもらいたい。十分な配慮が必要と思うが、このことについて具体的な内容があれば伺いたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

国際経済科では、英語を主体的に勉強しており、貿易につく仕事を目指す人財の育成など行ってきた学科であるが、平成30年度の学科改編により募集停止になったとしても、残る商業科、情報処理科において英語教育が引き継がれるよう対処して参りたい。

(野澤委員)

三沢商業を例にすると、米軍との交流など特色ある教育をしている。八戸商業で国際経済科が廃止になる場合でも、ぜひ今の時代にあった英語教育、実務的な商業英語を意識して進めてもらいたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

(増田文化財保護課長)

青森県文化財保護審議会では、これまで糠塚福聚山大慈寺の経蔵及び山門について、県指定に向け調査してきたが、平成28年3月12日に開催した同審議会において、これらに本堂を含めた一括指定に向け調査することとした。

しかし、これらの建造物は、痛みが著しいことから早急に文化財の価値判断をし、県指定の可否を適切に調査審議する必要があるため、平成27年度まで青森県文化財保護審議会委員を務め、糠塚福聚山大慈寺経蔵及び山門を調査した月舘敏栄氏を青森県文化財保護審議会条例第2条第2項に基づき臨時委員に委嘱するものである。

なお、委員の任期は、平成28年6月17日から当該案件に関する調査審議が終了するときまでである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第4号は原案のとおり決定する。

その他 平成28年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎の利活用について

(和嶋学校教育課長)

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】により、平成28年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎の利活用方針について決定したので報告する。

「1これまでの検討経緯」について、岩木高校・弘前中央高校統合準備委員会が平成27年2月にとりまとめた報告書において、「校舎はまだ新しいので解体するのはもったいない」「跡地利用するのか、早急に検討し示してほしい」という記載があったところである。

一方、同じ中南地区にある弘前第一養護学校では、既存校舎の老朽化解消のための改修工事が必要となるが、工事期間中の移転場所が無いこと、敷地が狭隘であり駐車場が不足していること、市中心部から約1.2kmと離れており、移動に時間を要し、産業現場等に

おける実習の効果的な実施が難しいこと、公共交通機関の本数が少なく、通学の利便性がよくないことなど、教育環境上の課題がある。

また、平成27年6月に岩木高等学校校舎の技術調査を実施した結果、学校として継続使用することが可能であることを確認したところである。

そこで、弘前第一養護学校及び岩木高等学校のPTA、岩木地区連合町内会、弘前地区及び南地方中学校長会等の関係者に対し、現敷地内での改修や増改築を検討しているが、工事期間中の移転場所が無いこともあり、岩木高等学校の校舎の利活用を含めて検討する必要があることを説明し意見を伺ったところ、主な意見としては、通学の利便性が向上する、災害時の避難所等として利用でき、地域活性化にもつながる、といった利活用に前向きな意見が出されたところである。

このため、「2 検討結果」のとおり、弘前第一養護学校の教育環境の充実に向け、関係者の意見も含めて総合的に検討し、

① 高等部を岩木高等学校の校舎に移転することで、市中心部から約2kmに位置することとなり、事業所等へのアクセスが改善されること、また、障害者就労・生活支援センターに隣接することから、産業現場等における実習時間が確保されることなど、教育活動全般の充実が図られること。

② 弘前第一養護学校の既存校舎では、高等部が移転することにより生じる空き教室を改修工事期間中の移転場所として活用できることで、改修工事で生じる小中学部の児童生徒への負担を軽減できること。また、改修工事完了後には、不要となる老朽校舎を解体することで、駐車場スペースを拡張できること。

など、大きな効果が見込まれることから、平成28年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎を弘前第一養護学校高等部校舎として利活用することに決定したものである。

今後は、校舎改修等に必要な実施設計を行い、平成29年度当初予算への校舎改修工事等に係る予算計上に向けて取り組んで参りたい。

また、移転時期については、現在岩木高等学校に在籍している生徒へ配慮しながら、今年度中に実施設計を行い、その上での検討となることから、現時点では未定である。

(野澤委員)

これに関しては大変良いことだと思う。地区の方々に丁寧な説明をしている。岩木高校校舎の跡地利用については、養護学校関係、岩木高校OB、関係する中学校・高校など地元の方々が全員賛成という形で理解していただいている。八戸地区で八戸高等支援学校が新しく生まれるように、弘前地区でも弘前第一養護学校高等部として利活用を推進して欲しい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、平成28年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎の利活用について了解した。

その他 県立高等学校教育改革に係る請願について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に係る1件の請願を受理したので報告する。「青森県立青森北高等学校今別校舎存続について」の件は、青森県東津軽郡今別町大字今別字西田258、青森県立青森北高等学校今別校舎後援会会長成田精市外2名から平成28年6月13日に受理したものであり、内容は、青森県立青森北高等学校今別校舎の存続を求めるものである。

本請願は、青森県立高等学校教育改革推進計画に関わるものであるが、5月に公表した基本方針案に対しては、これまで地区懇談会の開催やパブリック・コメントの実施により県民の皆様から御意見をいただいたところであり、それらの御意見を踏まえ、基本方針を決定することとしている。

また、具体的な学校規模・配置等を示す第1期実施計画については、平成29年度の策定を予定しているところであり、本請願の内容を含め、広く県民の皆様の御意見を伺いながら、今後、御審議いただくこととし、本請願の取扱いについては、第1期実施計画の策定をもって、その対応としたいと考えている。

(豊川委員長)

請願について教育長から発言をお願いしたい。

(中村教育長)

具体的な地元の皆様の要望も含め、地域全体の御意見をお伺いしながら、基本方針を取りまとめ、その方針に基づいて実施計画を策定する。その中で趣旨を十分踏まえることができるように、また県全体の考え方と合致するように、そこをどう摺り合わせていくのかについて、慎重に検討を進めて参りたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、県立高等学校教育改革に係る請願について了解した。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について

(豊川委員長)

本日は「第2学校・学科の充実」の内容について検討することとしているが、まず地区懇談会及びパブリック・コメントの実施状況について、事務局から報告をお願いしたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

先般公表した青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に関し、地区懇談会及びパブリック・コメントを実施したので、その実施状況について報告する。

まず、「1実施目的」だが、本基本方針（案）の内容について、広く県民の皆様に周知するとともに御意見を伺い、平成28年8月に予定している基本方針決定に向けた検討の参考とするため、地区懇談会及びパブリック・コメントを実施したものである。

なお、地区懇談会等の実施に当たっては、県教育委員会の広報紙をはじめ、ホームページ、新聞等での周知に加え、市町村教育委員会や各PTA等にもお知らせしたところである。

次に、「2実施状況」だが、地区懇談会は、5月23日から6月3日まで県内6地区6会場で開催し、参加者は全体で111人だった。また、パブリック・コメントは5月12日から6月10日までの30日間実施し、寄せられた意見は3件だった。

「3主な意見」のうち、特に、本日検討いただく「第2学校・学科の充実」の内容に関連したものとして、

- ・ 重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では先進的な取組が行われないのではないかと印象を受ける。
- ・ グローバル教育の重要性が増す中、グローバル教育のモデルとなるような取組を進め

る学校があれば、他校にも良い影響を与えるのではないか。

- ・ 併設型中高一貫教育の新たな導入については、慎重に判断すべきではないか。
- ・ 学校配置等の具体案については、十分な時間をかけて、各地域からの要望や意見を聞いていただきたい。

などの意見があったところである。

今後は、地区懇談会やパブリック・コメントで伺った御意見について十分に検討した上で基本方針の成案をお示しし、県民の理解と協力の下、計画の策定に向け進めて参りたい。

(豊川委員長)

主な意見のところ、重点校や拠点校以外の学校では先進的な取組が行われたいのではないかという発言があったが、具体的にはどうだったのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

生徒数が減少する中、計画的な学校配置を進めていった場合、学校配置等において重点校、拠点校ばかりが重視され、それ以外の学校では充実した教育環境が整備されないのではないかという趣旨の意見であった。

懇談会では、「これまでの教育委員会の検討において、『重点校・拠点校を優遇するといった学校の在り方では良くない。県全体がレベルアップするような学校の在り方ではいけない』という意見をいただいていることから、事務局では、「重点校・拠点校と各高校との連携が基本的な考え方となっている。今後は各高校の連携の仕方や県民に対する説明の仕方を考えていきたい。」と回答したものである。

(野澤委員)

これから配置、規模など具体的なものになっていくと思うが、私が出席した地区懇談会でも、重点校、拠点校以外の学校について、魅力ある学校づくりに努めている学校をどのように評価していただけるのか、そのような努力をぜひ認めてもらいたいという声があった。

この計画が、各学校が様々な教育環境の変化の中で力強く子どもを育てる、トータル的な教育環境を整えるためのものであることをかみ砕いて説明していく必要がある。

どうしても話題は、統廃合や学科の縮小など物理的な話になっているが、一番大事なのは、答申にもあったとおり教育環境が劇的に変わる中で、青森県の子どもたちが力を付けるため、トータル的な環境を整備するために教育改革を実施するということであり、取り巻く教育環境の変化を地区意見交換会や実施計画でも説明していく必要がある。そこで教育環境の変化をどのように捉えているのか、具体的に示していただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

重点校、拠点校、それ以外の学校の取扱いについて心配されている面もあったので、各高校同士が連携して、全体のレベルが上がっていくということについて、丁寧な説明に努めていきたい。

(豊川委員長)

意見の中に、併設型中高一貫教育の新たな導入については、慎重に判断すべきではないかというものがあるが、この「新たな導入」とはどういうことだったのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

少子化が進み、県内の学校の数を維持するのが難しい状況にあっては、併設型中高一貫教育校を増やすのではなく、現在設置されている高校と中学校の連携を推進して、それぞれの学校のレベルアップを図るべきではないかという趣旨の意見であった。

これに対して、事務局では、「将来構想検討会議でも、併設型中高一貫教育校について期待する意見と慎重に対処すべきという2つの意見があり、これまでいただいた意見を参考に検討を重ねる」と回答したところである。

(杉澤委員)

重点校、拠点校の設置について、なぜこのような分類にするのか説明していただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

重点校については、選抜性の高い大学への進学を目指すため、例えば医師を志す講座等を開催した場合に、周辺の学校にも伝達する取りまとめの役割を担っている。拠点校については、職業教育を行う際に他の学校を呼び込んで、連携して県全体でレベルを高めるために取りまとめを行うことを想定している。

(杉澤委員)

このようにしっかりとした定義、分類があるということなので、保護者や生徒が不安にならないようにフィードバックしていただければと思っている。

(豊川委員長)

地区懇談会の参加者は前回と比較してどうだったのか。多くなった気がするが。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

2月の地区懇談会は、県立高等学校将来構想を説明したものだが、120名程度でほぼ同数である。

(野澤委員)

どうしても学校規模や配置などに目線がいつてしまうが、本来であれば、基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」が大事であり、各学校の魅力ある学校づくりが単独でできないから、オール青森として、小中高、大学を含めて地域で作っていくことを議論することが大事である。それが前提にあって、このような学校の配置、規模になるということを説明していただきたい。

教育改革推進室だけでなく、学校教育課、教職員課など含めて横断的に、「高等学校は変わる」という意識がなければ本当の意味での改革にならないと思う。ぜひ職員の意識付けをお願いしたい。

(中村教育長)

児童生徒、保護者に配布される教育広報あおもりに情報を掲載している。PTA、校長会などにも、なぜ教育改革を実施するのか、この少子化の中で教育環境を充実させる必要性がいかに高いのかということ問いかけながら、皆様からアイデアをいただき、学校をオール青森にするため、アイデアもオール青森になるよう取組を進めながら、基本方針、実施計画を策定していきたい。

(豊川委員長)

地区懇談会及びパブリック・コメントの実施状況については了解した。前回の定例会では、基本方針(案)全体の概要について事務局から説明を受け、主に「第1計画策定の趣旨」について検討したので、本日は「第2学校・学科の充実」の内容について、意見、質問があれば発言願いたい。

(野澤委員)

魅力ある学校づくりを各学校で担って欲しいということが大前提であり、それは全員でやるということに尽きる。その議論を学校がどのように進めるかということに興味がある。世の中の新しい動きがある中で、それを受け止める校長や学校関係者が「我が校はこうありたい」というのが出てくると思う。

魅力ある学校づくりとして、特化した学科などについて、学校で議論する、地域でトータル的に議論する、教育委員会の皆さんも含めて知恵を出し合うということでない魅力ある学校づくりにはつながらないと思う。その辺の進め方が留意点になると思うが、どう考えているのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

地区懇談会やパブリック・コメントにより寄せられた意見を踏まえ、8月に基本方針を決定したいと考えている。その次の段階としては、来年度の実施計画の策定に向け、6地区でPTA関係者など様々な関係者を入れた地区意見交換会を9月から来年1月まで複数回実施したいと考えている。

(町田委員)

記者会見やパブリック・コメント、地区懇談会など、基本方針案の説明について努力をされていると思うが、伝わってなければ意味をなさない。パブリック・コメントが3件とあるが、コメントをたくさんもらえるように、今までと違った手法で考えるべき。知りたいことはそれぞれあると思うので、明確に答えていかないといけない。

高校教育を巡る環境の変化、少子高齢化という動きの中で改革が必要であると説明しているが、それぞれの地区では、「自分の学校が統廃合になるのか」というところに気持ちが集中しており、伝えても伝えきれていなくて、「それでどうなるのか」というところに思いが行く。その先にこんな未来があるとか、このように改善されるなど、先のビジョンの良いところが見えてきて伝わらないと、必要であると説明しても理解はできないと思う。

そういう意味で、重点校、拠点校以外の学校は見捨てられるのかという気持ちに対して、それ以外の学校であっても重点校等と連携することでメリットがあるということを伝えていかないといけない。そこで連携の仕方を説明していただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

重点校においては、特に社会を牽引する人財を育成するため、選抜性の高い大学への進学に対応した取組を行うとともに、医師や弁護士等の高度な国家資格の取得に向けた志を育成する取組、グローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等を進め、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的な役割を担う。

各高等学校との連携については、このような取組に関する学習成果発表会等への各高等学校の志ある生徒の参加、重点校における指導法を各高等学校の教員が共有するための研修等を想定している。

次に、農業科・工業科・商業科の拠点校においては、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深めることができる、各学科の学習の拠点としての役割を担う。そのための環境を整備するとともに、各高等学校との連携については、拠点校が実施する資格取得に向けた講習会や拠点校の施設を活用した実習への各高等学校の生徒の参加、専門分野に関する生徒研究発表会の開催により、学習効果を各高等学校が共有すること等を想定している。

(町田委員)

内容はわかった。重点校以外の学校でも連携することで、生徒にとってもビジュアル的に明るい未来があることがわかるような丁寧な説明が必要になると思うので、努力していただきたい。

(中村教育長)

重点校、拠点校という今までなかった概念で基本方針を策定しようとしているが、県内どこに行っても大事な役割を担う学校があるという点で賛意は得られていると感じている。

今後、基本方針を示すと、「こういう学校を重点校にする」という具体的な姿を説明していくことになるので、町田委員の言うような「こうであればこういうことができる」という説明もできる。これによって、地域から逆提案もあるかもしれない。このようなことを地区意見交換会で詰めていくことになる。

(豊川委員長)

重点校、拠点校、それ以外の学校でも連携してやっていくという具体的な案を出せば良いのだが、今はそうはいかない。そこが不安になっているのかもしれない。

(中村教育長)

20分程度の説明会で、全ての学校が良くなるためにという観点でも説明しているが、どうしても重点校や拠点校に目が行く。そこだけが良くなるというイメージになりがちなので、そういう面も含めて対応していかななくてはならない。

(中沢委員)

私の身近に発達障害や不登校などの事情を抱える子どもが増えているように感じるため、一人一人の教育環境を充実させて欲しいと思う。大人になった子どもたちがどうなるのか心配している。そこで、全ての子どもたちに広く高校教育を受ける機会を提供するための定時制・通信制課程における充実策としてどのようなことを想定しているのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

定時制・通信制課程は、働きながら学ぼうとする青少年を含め、全日制課程に通学する上で困難な事情を抱える青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度として設けられた。

しかし、現在では、全日制課程からの転入者・編入者や中学校までの不登校経験者が多くなっていることから、様々な事情を抱える生徒に広く高等学校教育を受ける機会を提供する役割を果たしていくため、各高等学校における教育環境の充実を図って参りたい。

現在も、各高等学校が生徒の多様な課題に対応しているところであるが、定時制・通信制課程に、様々な事情を抱える生徒や発達障害等のある生徒も在籍している状況を踏まえ、具体的には、定時制課程において、教員の専門性向上のための研修等における特別支援学校等との連携や、これまでも各地区に配置しているスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの活用によるきめ細かな支援体制の整備等、教育環境の充実を図っていく。

また、通信制課程においては、高等学校を中退した生徒が早期に再チャレンジできる機会としての後期入学制度や、添削指導及び面接指導におけるインターネット等のICTを活用した教育方法の導入等について検討していく。

(中沢委員)

パブリック・コメントや地区懇談会で障害をもった親御さんからの質問はあったのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

教育関係者からは障害の関係で1件の質問が出ている。

(中沢委員)

もしかしたら障害をもった方は懇談会にいけないかもしれない。PTAの会合など話しやすい環境のところや一括りではないところに説明に行くなどすれば、色々な話を聞けるのかなと思う。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

高等学校PTA連合会や県PTA連合会などに情報発信し、必要に応じて出向いて説明していきたいと考えている。

(豊川委員長)

それでは、次回の7月定例会で引き続き「第3学校規模・配置の方向性」等の内容について検討する。